

運 営 規 程

(指定短期入所生活介護事業)

社会福祉法人 光峰会

(目的)

第1条 社会福祉法人光峰会が開設する、指定短期入所生活介護事業所いたこの郷（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護師及び介護職員等（以下「短期入所生活介護員等」という。）が、要支援又は要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護サービスは事業所の生活相談員等が、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、施設において入浴、食事の提供、機能訓練を行い、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護サービスは事業所の生活相談員等が、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより要支援者の心身機能の維持回復を図り、要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定短期入所生活介護事業所 いたこの郷
- (2) 所在地 茨城県潮来市大生字大生原 804 番 556

(職員の種類、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。ただし、医師、生活相談員及び栄養士については、(特別養護老人ホーム)の職員との兼務とする。

- (1) 管理者 1名 (ホームと兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び職務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定短期入所生活介護の提供に当たる。

(注) 常勤の生活相談員、介護・看護職員との兼務可、併設の施設・事業所の管理者・従業員と業務に支障がなければ兼務可。

- (2) 医 師 1名 (非常勤職員)

利用者の健康管理、療養上の指導に当たる。

- (3) 生活相談員 1 名（常勤職員 1 名）施設職員と兼務
生活相談員は、事業所に対する指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、
利用者の生活相談、面接、身上調査等に従事する。
 - (4) 介護職員 18 名以上 施設職員と兼務
利用者の介護等に従事する。
 - (5) 看護職員 2 名以上（常勤職員 1 名）施設職員と兼務
利用者の看護や健康相談等に従事する。
 - (6) 栄養士 1 名（常勤職員 1 名）施設職員と兼務
献立作成及び給食業務に従事する。
 - (7) 機能訓練指導員 1 名（看護職員と兼務）施設職員と兼務
心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。
- （注）生活相談員、介護職員及び看護職員については、利用者を入所者とみなし、
特別養護老人ホームの職員定数を適用して得られた人数以上とされる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 年間を通じ休日を設けない。
- (2) 営業時間 24 時間体制とする。
- (3) 受入日 年間通じ毎日とする。
- (4) 受入時間 原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。

（利用者の定員）

第 6 条 事業所の利用者の定員は 10 名とする。

2 1 ユニットで定員は 10 名。

特別養護老人ホームで、空床がある場合は受け入れを行う。

（指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容）

第 7 条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 日常動作訓練
- (3) 食事、入浴、清拭、排泄等の介護
- (4) 健康チェック、看護
- (5) 家族介護教室
- (6) 送迎（有料）

(利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当指定短期入所生活介護が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額と居住費及び食費の標準負担の額とする。

なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

法廷代理受領サービスでないときは、その全額とする。なお厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）を、事務所の見えやすい場所に掲示する。

2 前項の額の他、利用者より別表の費用の支払いを受ける。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

4 次条の通常の事業の実施区域を越えて行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常実施区域を超えてから片道 5 k m未満 1 0 0 円

(2) 通常実施区域を超えてから片道 5 k m～1 0 k m未満 2 0 0 円

(3) 通常実施区域を超えてから片道 1 0 k m以上の場合は1 k m毎に2 5 円加算

5 支払い方法は現金又は銀行振込み等、施設の指定する方法とする。

(通常の送迎の実施地域)

第9条 通常の送迎の実施区域は潮来市・行方市・鹿嶋市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業所を利用するに当たっては、入所生活上の日課、ルールを守り、生活相談員等の指示に従わなければならない。

(緊急時における対応方法)

第11条 生活相談員等は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医・家族・協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 管理者は施設消防計画に準拠し、火災、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(業務継続計画「BCP」の策定)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のための指針を整備する。
 - 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的 to 実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切 to 実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員または養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の制限)

- 第15条 職員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。
- 2 前項の更なる適正化を図るため、次の措置を講ずる。
 - 一 施設における身体拘束の適正化を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
 - 二 施設における身体拘束の適正化のための指針を整備する。
 - 三 施設において、介護職員その他の職員に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的 to 実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業者は生活相談員等の質的向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者の負担金、収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

3 職員は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

4 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員の雇用契約の条件とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人光峰会理事長と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

附 則

この規程は平成19年2月1日から施行する。

この規程は平成19年4月1日改定。

この規程は平成21年4月1日改定。

この規定は平成30年4月1日改定。

この規程は令和6年4月1日改定。